

相続税の速算表

各取得金額	税率	控除額
200万円以下	10%	
500 "	15 "	10 万円
900 "	20 "	35 "
1,500 "	25 "	80 "
2,300 "	30 "	155 "
3,300 "	35 "	270 "
4,800 "	40 "	35 "
7,000 "	45 "	675 "
10,000 "	50 "	1,025 "
14,000 "	55 "	1,525 "
18,000 "	60 "	2,225 "
25,000 "	65 "	3,125 "
50,000 "	70 "	4,375 "
50,000 万円超	75 "	6,875 "

特許権などの無形固定資産や生命保険金、退職手当金なども課税の対象となります。

ただし、次のようなものには相続税がかからないことになっています。

一、墓所、仏壇、祭具など。

二、宗教・教育などの公益事業を行う人がもった財産で、その事業に使うことが確実なもの。

三、相続税の申告期限までに国や地方公共団体などに寄附した財産

四、心身障害者共済制度に基づく給付金の受給権。

五、死亡保険金の合計額のうち、二百五十万円に法定相続人の数を乗じた金額。

六、死亡退職金の合計額のうち、二百五十万円に法定相続人の数を乗じた金額。

なお、遺族が受け取った香典な

どで通常のものであれば税金はかかりません。

相続財産の価額は、原則として相続の日の時価によります。

その評価については、土地、家屋、株式などの財産の種類ごとに具体的にその評価方法を定めていますので、税務署におたずねください。

(問) 相続税の申告と納付の方法はどのようにしたらよいですか。

答 相続税の申告は、死亡した日の翌日から六カ月以内に行うことになっています。申告書の提出先は、死亡した人の住所地の税務署です。相続税の納付は、申告期限内にすることになっています。

しかし、納める税金が五万円を超えている場合で、一度に納めることができないときは、五年(特別の場合は最高十五年)以内の年

賦て納める延納の方法や、また、金銭で納めることが困難な場合には、相続した財産で納める物納の方法があります。延納や物納をしたいときは、相続税の申告期限内に申告書を提出して、税務署長の許可を受けることになっています。

なお、延納によって相続税を納める場合には、延納期間中は延納税額について利子税(通常は年六・六%)がかかります。

また、農地を相続した場合には農地を相続した人が引き継いで農業を経営する場合には、一定額の相続税の納税が猶予されます。そして、その人が、二十年間農業を継続した場合や、死亡した場合に

は、その納税の猶予を受けていた税金は免除されます。

(記事は「時の動き」より掲載しました。)

国民年金の、老齢年金 裁定請求はこのように

国民年金の老齢年金と通算老齢年金は、定められた資格期間を満たし、年齢が原則として六十五歳(六十歳以上六十五歳未満で繰り上げ請求を希望する方については、その希望した時)に達したとき

に、年金がうけられることになっています。

＝お知らせ＝ 年金の豆事典

しかし、その要件を満たしたときに、自動的に年金がうけられるのではなく、年金をうけるために、裁定の請求を行うことが必要です。

すなわち、裁定の請求がないと、いくら加入期間や年齢を満たしても、老齢年金をうけることはできませんので、年金をうける権利があると思われる方はできるだけ早く裁定請求の手続きをとってください。

老齢年金の裁定請求をする方

は、「国民年金老齢年金裁定請求書」、通算老齢年金の裁定を請求する方は、「国民年金通算老齢年金裁定請求書」に、国民年金手帳の記号番号や年金の支払いをうけるのに希望する銀行郵便局の名称など、必要な事項を記載し、これに国民年金手帳

(通算老齢年金の裁定請求をする方は、通算対象期間を確認するための書類)通算対象期間確認通知書、年金証書(写)または恩給証書(写)を添えて住民課年金係に提出してください。

なお、年金の裁定は、電子計算組織により画一的に処理しますので、必要事項はもれなく、はつきりと記入する必要があります。

このほか、詳細な点についてわからないことがありましたら住民課年金係(有線二〇三—〇三)におたずねください。

(記事は、「時の動き」より掲載しました。)

◇◇外野席から◇◇

裁定：道理にあっているか、いないかをさばいて決定すること。